

衆議院法務委員会文部科学委員会 消費者問題に関する特別委員会連合審査会ニュース

【第 212 回国会】令和 5 年 12 月 1 日（金）、第 1 回の連合審査会が開かれました。

- 1 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案（柴山昌彦君外 5 名提出、衆法第 10 号）
解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案（西村智奈美君外 7 名提出、衆法第 11 号）
・両案について、提出者小倉將信君（自民）、柴山昌彦君（自民）、山下貴司君（自民）、長妻昭君（立憲）、西村智奈美君（立憲）、山井和則君（立憲）、柚木道義君（立憲）及び吉田統彦君（立憲）並びに政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）小林茂樹君（自民）、英利アルフィヤ君（自民）、國重徹君（公明）、山田勝彦君（立憲）、吉田統彦君（立憲）、柚木道義君（立憲）、青柳仁士君（維新）、鈴木義弘君（国民）、宮本徹君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

小林茂樹君（自民）

- （1） 両法律案の提出理由及びその立案において参考とした過去の立法例
- （2） 大きな役割を地域において果たしてきた宗教法人に対して過度な規制とならないために、衆法第 10 号の立案においてなされた配慮
- （3） 健全な活動をしている宗教法人に心配を与えないために、衆法第 10 号における指定宗教法人及び特別指定宗教法人の要件における考慮
- （4） 衆法第 11 号における裁判所の判断に委ねられている財産保全措置の実効性及び管理処分権が専属する規定や調査権限に関する規定の必要性
- （5） 小規模の宗教法人において収支計算書の作成を免除する宗教法人法の特例に関して、衆法第 10 号における小規模の宗教法人の収支計算書作成の扱い

英利アルフィヤ君（自民）

- （1） 両法律案の起案に際して提出者が行った被害者との対話の内容及び把握した被害者のニーズ
- （2） 法テラスにおける取組
ア 特定施策推進室における被害者救済に向けた取組の具体的な内容
イ 靈感商法等対応ダイヤルに寄せられた被害者からのメンタルヘルスに関する相談の受付状況、件数及び内容並びに同相談を受け付けた場合の対応方法
ウ 同ダイヤルに寄せられた相談の主な振り分け先の機関、振り分けの妥当性や振り分け先の機関における対応に対する法テラスによる検証の有無
- （3） 悪質な消費者被害の被害者に対する心のケアについての政府の取組状況と認識

國重徹君（公明）

- （1） 会社法等に導入されている包括的な財産保全の制度が宗教法人法には導入されていない理由
- （2） 会社法等に規定されている包括的な財産保全処分は、解散命令の申立てがなされた場合に必ず命じられるか否かの確認

(3) 衆法第 11 号

- ア 第 3 条は裁判所が財産保全処分を命じる際に検討すべき「極めて厳格な要件」を規定していることの確認
- イ 第 3 条第 2 号「散逸のおそれ」の有無の判断に当たっては、対象宗教法人の資産規模、被害額及び同宗教法人が行おうとしている財産処分の内容等を考慮することの確認
- ウ 対象宗教法人の資産規模、被害額及び同宗教法人が行おうとしている財産処分の内容以外で、第 3 条第 2 号「散逸のおそれ」の有無の判断に当たり考慮すべき要素
- エ 第 3 条第 2 号「当該財産の隠匿又は散逸のおそれ」の有無の判断に当たって、旧統一教会が令和 4 年 9 月 21 日付「教会改革の方向性」において示した諸事情を考慮するか否かの確認
- オ 旧統一教会が現時点において第 3 条の要件を満たすか否かについての衆法第 11 号提出者の見解
- カ 裁判所が財産保全処分を命じるに当たっては、適用違憲とならないようより一層個別具体的な請求権の有無や額の立証等を求めることとなることの確認
- キ 対象宗教法人が管理人に無断で行った財産処分を無効とする規定の有無

山田勝彦君（立憲）

衆法第 10 号

- ア 信教の自由の保護を必要とする対象者
- イ 与野党が協力して宗教法人の財産保全を可能とする法案を成立させる必要性
- ウ 被害者の意見をさらに聞いた上で財産保全の必要性を判断すべきとの意見に対する提出者の見解
- エ 本案における被害者による民事保全の申立てから裁判所による保全命令までに要する期間
- オ 本案による民事保全法の仮差押えだけでは旧統一教会の財産流出を防ぐことができない可能性

吉田統彦君（立憲）

(1) 大規模消費者被害を起こした事件における加害者側の財産の散逸

- ア ジャパンライフの破産手続完了を受けての政府の考え
- イ 抜本的な財産保全制度の構築や違法収益の剥奪など制度整備の必要性についての政府の考え

(2) 全国靈感商法対策弁護士連絡会の声明（令和 5 年 11 月 17 日）

- ア 当該声明の与党の捉え方とこれを受けた法案（衆法第 10 号）の提出に至る経緯
- イ 衆法第 10 号が当該声明で求めている包括的な財産保全ではなく被害者に困難を強いる個別の民事保全制度の活用にとどめた理由

柚木道義君（立憲）

(1) 包括的な財産保全を可能とするための修正協議の必要性についての自由民主党の衆法第 10 号提出者の見解

(2) 衆法第 10 号

- ア 民事保全の方法による旧統一教会の財産の仮差押えを可能とする規模についての自由民主党の衆法第 10 号提出者の見解
- イ 包括的な民事保全が必要との考えを岸田内閣総理大臣が有している場合において自由民主党の衆法第 10 号提出者がその意思を妨げないことの必要性
- ウ 旧統一教会の賛否についての衆法第 10 号提出者の見解
- エ 旧統一教会からの財産移転により被害者救済のための財産が十分に保全されない可能性についての自由民主党の衆法第 10 号提出者の見解

青柳仁士君（維新）

- （１） 衆法第 10 号及び同第 11 号を共に修正して可決すべきとの意見に対する衆法第 10 号提出者の見解
- （２） 立担保に係る被害者の負担軽減の在り方についての衆法第 10 号提出者の検討状況
- （３） 現行の民事保全手続において裁判所が保全の必要性を判断する基準
- （４） 衆法第 10 号を特別指定宗教法人の包括的な財産保全を可能とするよう修正することの可否
- （５） 現行の民事保全手続において仮差押えの目的物をあらかじめ特定する必要があることの確認
- （６） 衆法第 10 号では上記（５）により特定されない財産を保全できないことの確認
- （７） 衆法第 10 号における不動産処分のお知らせ後 1 か月以内に当該財産に対して民事保全手続を行う想定の有無
- （８） 衆法第 10 号における財務書類で把握できなかった財産の処分が通知された際の保全対象財産の変更の可否
- （９） 現行法において法人財産について複数の民事保全の申立てがある場合における裁判所による他の申立ての斟酌の有無

鈴木義弘君（国民）

- （１） 文化庁による複数の都道府県にまたがる宗教法人の財産の把握状況
- （２） 文化庁の把握している旧統一教会の保有財産の開示の可否
- （３） 文化庁による裁判所に対する上記（２）の財産目録の提出状況
- （４） 宗教法人法に基づく公益事業以外の事業の停止命令の例
- （５） 宗教法人法で定める財産目録を提出せずに過料となった宗教法人の数
- （６） 上記（５）の宗教法人に対して文化庁が財産目録等を提出するよう是正させる必要性
- （７） 衆法第 11 号の提案理由説明における本案による措置を前例としないとの文言の趣旨

宮本徹君（共産）

- （１） 自由民主党所属議員が旧統一教会のイベントに参加したことなどが被害の拡大につながったとの見方についての自由民主党の衆法第 10 号提出者の見解
- （２） 旧統一教会への解散命令が確定した段階において被害者が相当数名乗り出る可能性についての衆法第 10 号提出者の見解
- （３） 旧統一教会の財産が散逸することにより被害救済が行われない可能性についての衆法第 10 号提出者の見解
- （４） 民事保全法による民事保全手続では旧統一教会の財産保全に対して不十分であることについての衆法第 10 号提出者の見解
- （５） 旧統一教会への被害救済に関して自由民主党がその責任を負うべきとの考えについての自由民主党の衆法第 10 号提出者の見解
- （６） 旧統一教会への被害救済に必要な財産保全を可能とする包括的財産保全を法整備する必要性